

お知らせ なんたん



第31号(3の1)平成19年4月27日発行

市税などの納付は納期限内に！

市税などは、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっています。納期限までに完納されない場合は、督促手数料、延滞金が加算され、余分にご負担いただくことになるため、納期内納付をお願いします。なお、軽自動車税を除く市税などについては納税通知書や決定通知書で、後日納付額をお知らせします。

<平成19年度 納期限一覧表>

期別	軽自動車税	市市民税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税、国民健康保険税	介護保険料 (普通徴収)
全期	5月1日(火)	—	—
第1期	—	7月2日(月)	—
第2期	—	7月31日(火)	—
第3期	—	8月31日(金)	—
第4期	—	10月1日(月)	—
第5期	—	10月31日(水)	—
第6期	—	11月30日(金)	—
第7期	—	12月28日(金)	平成20年 1月4日(金)
第8期	—	平成20年1月31日(木)	—
第9期	—	平成20年2月29日(金)	—
第10期	—	平成20年3月31日(月)	—

※口座振替納付をご利用いただいている方については、上記納期限日に振り替えいたします。なお、納期限日に振り替えできなかった市市民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および国民健康保険税については、翌月の13日に再振り替えをします。(金融機関休業日のときは翌営業日となります)

●督促手数料および延滞金について

納期限までに完納されない場合は、督促状を発送することになり、督促状1通につき手数料100円が掛かります。また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納の税額に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の延滞金が加算され、未納の税額とあわせて納付いただくことになります。

●滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押等滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。

<市税などの納付には、便利な口座振替をご利用ください>

口座振替の申し込み手続きは、各支所および市内各取扱金融機関等に備え付けの市税等口座振替申込書にご記入いただき、①預貯金通帳、②通帳の届出印、③市税等の納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きをしてください。なお、登録手続きに時間を要するため、振り替えの開始を希望される期別の前月末までにお申し込みください。申し込みが遅れますと、振り替えできない場合がありますのでご注意ください。

●取扱金融機関等

- ・京都銀行
- ・京都信用金庫
- ・京都中央信用金庫
- ・京都農業協同組合
- ・りそな銀行
- ・郵便局

※口座振替納付済通知書は発行しませんので、ご面倒ですが預金通帳でご確認ください。

◇問合せ先 【市税各種】税務課 収納係 TEL 68-0004
【国民健康保険税】市民課 国保医療係 TEL 68-0005
【介護保険料】健康課 介護保険係 TEL 68-0006

総合相談センター「みちしるべ」のご案内

司法書士による無料法律相談を行っています。相談を希望される方は、相談日の前の水曜日までに、下記までご予約ください。

地区	場所	日時
丹波	「道の駅丹波マークス」コミュニティホール	毎週土曜日/午後1時～4時
日吉	南丹市日吉町生涯学習センター「遊youひよし」会議室	毎週日曜日/午後1時～4時
瑞穂	総合保健福祉センター 会議室	毎週土曜日/午後1時～4時

◇予約・問合せ先 京都司法書士会事務局 TEL (075) 255-2566

行政相談所・心配ごと相談所開設のご案内

行政サービス、手続き等に関する相談、苦情等の解決のための助言や関係機関への通知等を行う行政相談と、社会福祉協議会の心配ごと相談が、下記の日程で合同開催されますので、お気軽にご相談にお越しください。なお、弁護士による法律相談をご希望の場合は、事前にご予約をお願いします。

●相談所開設予定(5月以降) ※太枠は弁護士による無料法律相談併設日です。

地区 月	園部 (第1火曜日)	八木 (第2火曜日)	日吉 (第3火曜日)	美山 (第4火曜日)
5月	1日	8日	15日(胡)	22日
6月	5日	12日	19日(社)	26日
7月	3日	10日	17日(胡)	24日
8月	7日	1日(第1水)	21日(社)	28日
9月	4日	11日	18日(胡)	25日
10月	2日	9日	16日(社)	23日
11月	6日	13日	20日(胡)	27日
12月	4日	11日	18日(社)	25日
1月	8日(第2火)	15日(第3火)	22日(第4火)(胡)	29日(第5火)
2月	5日	12日	19日(社)	26日
3月	4日	11日	18日(胡)	25日
会場	園部公民館	八木公民館	偶数月(社) 社会福祉協議会日吉支所 奇数月(胡) 日吉胡麻基幹集落センター	美山基幹集落センター

◇予約・問合せ先 園部会場：社会福祉協議会園部支所 TEL (0771) 62-4125
八木会場：社会福祉協議会八木支所 TEL (0771) 42-5480
日吉会場：社会福祉協議会日吉支所 TEL (0771) 72-0947
美山会場：社会福祉協議会美山支所 TEL (0771) 75-0020

「身体障害者巡回更生相談」を実施します

京都府身体障害者更生相談所では、相談所に来所が困難な身体障害者の方のために、府内を巡回し、補装具・施設利用・その他の相談会を実施しています。参加を希望される方は、事前下記までお申し込みください。

日程	時間	場所	来訪医師
5月1日(火)	午後1時～3時	美山保健センター (南丹市)	なし ※補装具相談可
6月5日(火)	午前10時～11時30分	亀岡市役所市民ホール (亀岡市)	整形外科
7月3日(火)	午前10時～11時30分	亀岡市役所市民ホール (亀岡市)	整形外科
8月7日(火)	午前10時～11時30分	園部公民館 (南丹市)	整形外科
9月14日(金)	午後2時～3時30分	和知ふれあいセンター (京丹波町)	整形外科
10月2日(火)	午前10時～11時30分 午後1時～3時	亀岡市役所市民ホール (亀岡市)	整形外科 耳鼻咽喉科

●内 容 補装具交付・修理に係る判定、医療相談(整形外科・耳鼻咽喉科)、生活相談など ※5月1日の相談には、来訪医師がなく、補装具意見書作成は行えません。業者との補装具仮合わせなどは可能です。

●持 ち 物 身体障害者手帳、使用中の補装具、印鑑(申請などが必要な場合に使用)

●申込締切 それぞれの相談会の3日前(土・日・祝日を除く)の午後5時までに下記へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をいただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。